

# 玉村町消防団再編実施計画



玉村町

令和2年3月

# 目次

第1章 はじめに.....	1
1. 策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
第2章 玉村町消防団の現状.....	3
1. 組織の概要.....	3
2. 現状と課題.....	4
(1) 分団.....	4
(2) 団員数.....	4
(3) 詰所と消防ポンプ車両の老朽化.....	4
第3章 組織の再編.....	5
1. 基本分団の再編.....	5
(1) 基本分団の新たな枠組み.....	5
(2) 再編方法.....	6
(3) 再編スケジュール.....	7
2. 機能別分団制度の導入.....	7
(1) 導入の背景.....	7
(2) 導入する機能別分団の種類.....	8
3. 基本分団・機能別分団の定数.....	8
(1) 基本分団の定数.....	8
(2) 方面隊制の廃止・本部機能の強化・班編成.....	9
(3) 機能別分団の定数.....	9
第4章 再編に伴う詰所の整備・車両の更新.....	10
(1) 詰所・車両の更新の基本方針.....	10
(2) 各期の分団ごとの詰所とポンプ車の更新.....	10
(3) 再編完了後の全体配置図.....	13
第5章 策定経過.....	14

# 第1章 はじめに

## 1. 策定の趣旨

近年、局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）や大型台風、地震等による大規模自然災害が各地で頻発しています。令和元年10月に発生した台風19号では、全国に甚大な被害が発生し、玉村町においても近年にない被害を記録しました。

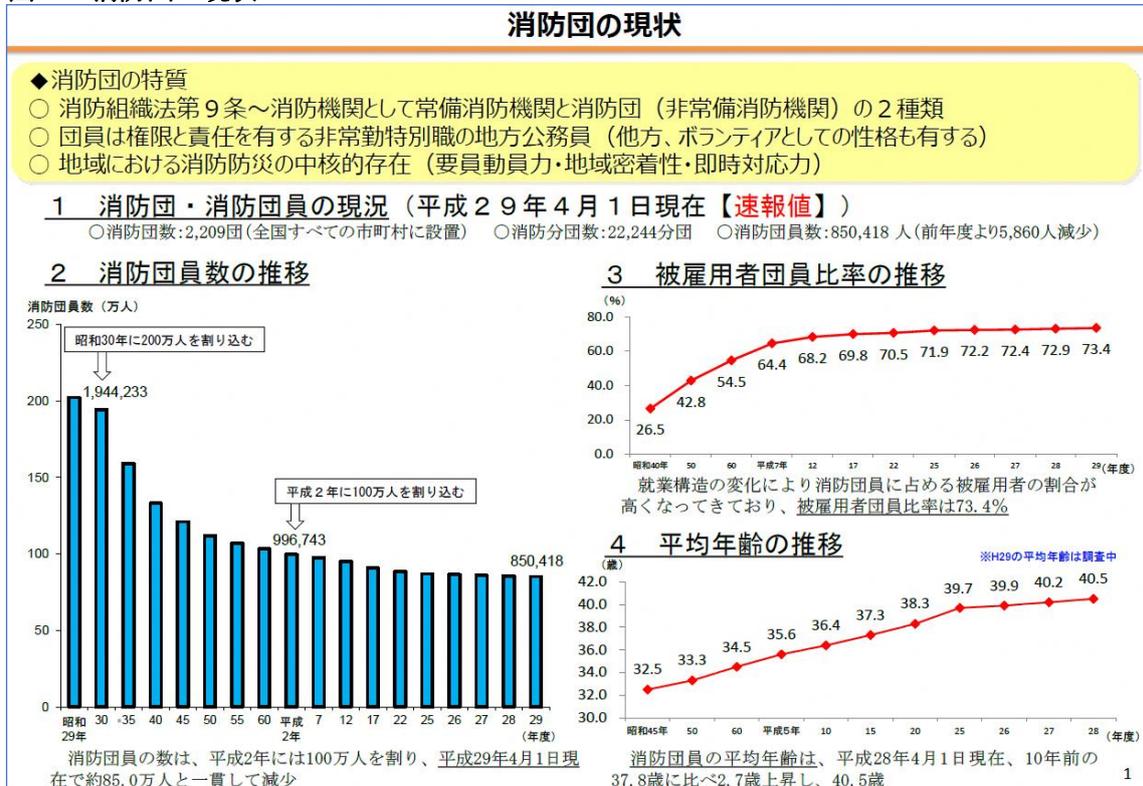
国では、地域の防災力を充実強化するため、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を制定し、地域防災における消防団の重要性とその充実強化策を示したところです。

しかしながら、近年、消防団は、団員数の減少や被雇用者率の増加、団員の年齢の上昇などの課題を抱えております（「図1 消防団の現状」参照）。

玉村町消防団においても、少子高齢化による人口減少や消防団の担い手である生産年齢人口の減少、被雇用者の増加などの要因により、団員に欠員が生じるなど、団員確保に苦慮しています（図2 玉村町の人口推移（実績値と推計値）参照）。

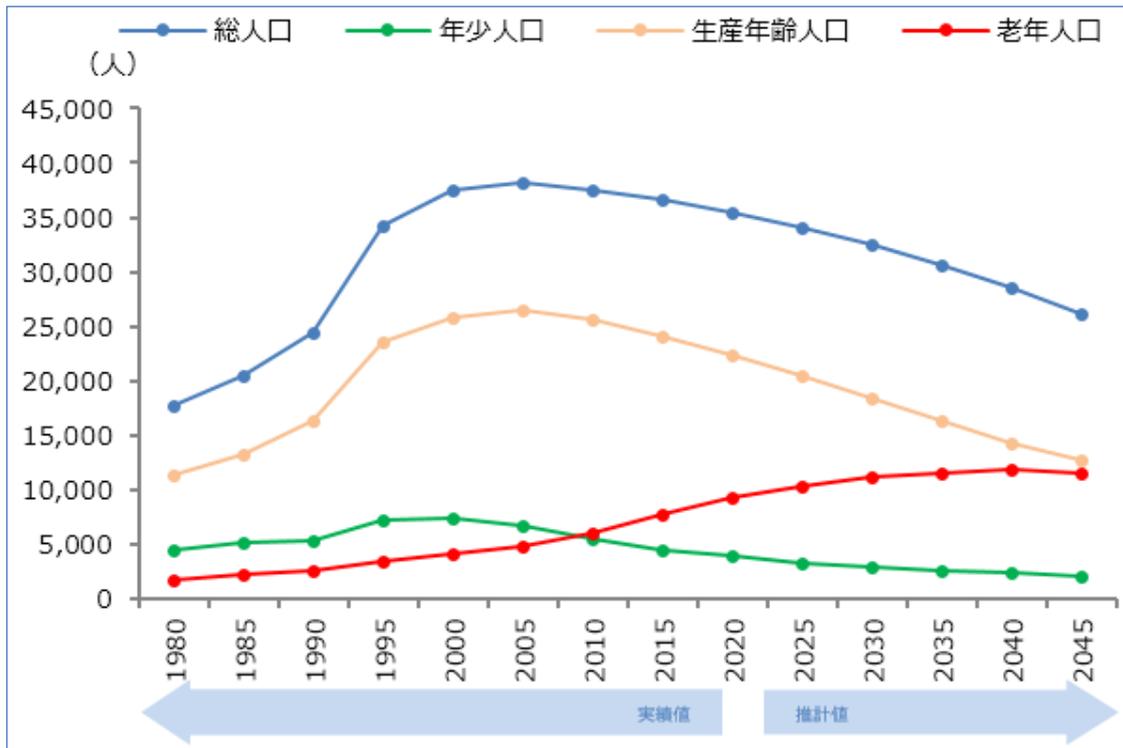
玉村町消防団を、今後も続く社会情勢の変化の中であっても、地域防災力の低下を招くことなく、多発する自然災害にも柔軟に対応し、かつ団員の負担軽減が図れるよう、消防団の新たな組織体制を構築するため、「玉村町消防団再編実施計画」を策定します。

図1 消防団の現状



【出典】 「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書（平成30年1月）

図2 玉村町の人口推移（実績値と推計値）



【出典】 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】 2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、平成31年4月に策定した「玉村町消防団再編等基本方針」内の、「消防力を維持・充実させるための施策」の個別計画として実現を目指すものであり、消防団の組織及び人的な再編とともに車両や詰所についても統合・再編を図り、地域防災力を低下させることなく効率的な運用を図るための再編実施計画とします。

## 3. 計画の期間

本計画のうち、消防団組織の分団等の再編及び団員数の変更は、令和10年度末までの期間とします。なお、実施期間中においても、必要に応じ改訂することとします。また、詰所の建設・車両の更新計画においては、それぞれの更新時期に合わせて実施するため、社会情勢の変化等を見極めながら見直しを行うものとします。

## 第2章 玉村町消防団の現状

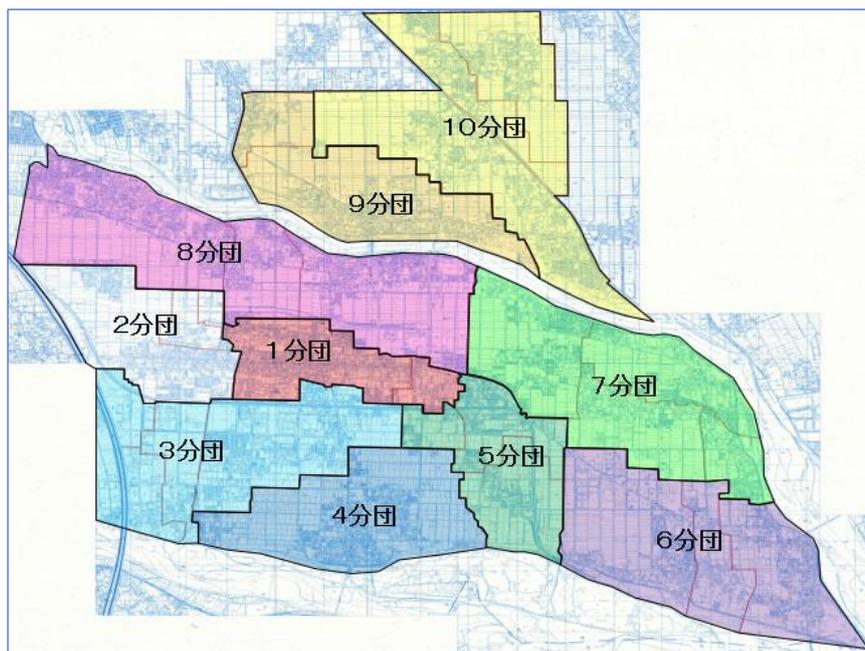
### 1. 組織の概要

玉村町消防団は、昭和22年に組織して以来、編入・統合を重ね、昭和60年4月に現在の玉村町消防団が設置されました。組織は本部及び10個の分団で構成され、条例定数は155名とされています。車両は、団本部車1台、消防ポンプ自動車10台（救助資機材積載車2台含む）を配備しています。

表1 現在の玉村町消防団の組織概要図（R1.10.1現在）

名称		管轄区域	定数	管轄人口	管轄世帯数
	本部	町内全域	5	町内全域	
第1方面隊	1分団	下新田・上飯島	15	3,669	1,608
	2分団	上新田・与六分	15	2,729	1,247
	3分団	八幡原・宇貫・上之手	15	3,854	1,745
第2方面隊	4分団	角淵	15	2,875	1,105
	5分団	上茂木・下茂木・後箇	15	2,034	883
第3方面隊	6分団	川井・飯倉・五料	15	2,932	1,272
	7分団	小泉・下之宮・箱石・南玉	15	5,439	2,202
	8分団	板井・福島・斎田	15	6,721	2,854
第4方面隊	9分団	上福島・上樋越	15	1,459	587
	10分団	飯塚・藤川・原森・中樋越	15	4,628	1,921
合計			155	36,340	15,424

図3 現状10個分団の管轄図



## 2. 現状と課題

### (1)分団

玉村町消防団の現在の分団区割りは、前ページ [表 1]・[図 3] のとおり、人口・世帯数・面積にばらつきがあり、分団間で不均衡が生じています。

今後更に少子高齢化等による人口減少が予想され、分団員の確保が困難になる中においても、令和元年10月に発生した台風19号のような大規模災害に対応するため、分団再編の検討が必要です。

### (2)団員数

団員数は、条例定数155名に対し、令和元年10月1日現在144名となり、11名の不足が生じています。今後、ますます団員の確保が困難になることが予想されますが、装備の充実や効率的な運営を図り、防災力を低下させることなく、玉村町の実情に即した団員確保と適正規模の消防団員数の検討が必要です。

### (3)詰所と消防ポンプ車両の老朽化

消防活動を行う上で、必要不可欠な消防ポンプ車は、その半数が15年以上経過しています。また、消防団の活動拠点である詰所についても、厳しい財政状況を背景とする更新遅延に伴い、大半が35年以上経過しており、使用年数の長期化が顕著となっています。

地域の安心・安全を守る活動を行うため、車両・詰所の効率的な更新が必要となります。

表 2 ポンプ車及び詰所の年数

分団	経過（築）年数	
	ポンプ車	詰所
1分団	3	39
2分団	24	37
3分団	20	43
4分団	7	18
5分団	6	41
6分団	16	35
7分団	15	37
8分団	17	22
9分団	9	42
10分団	2	39

※年数はR2.3.31時点

図 4 設置から43年経過している第3分団詰所



## 第3章 組織の再編

### 1. 基本分団の再編

#### (1)基本分団の新たな枠組み

「2章の2.現状と課題」で示したとおり、玉村町消防団は大きく3つの課題を抱え、今後、10分団体制の維持が困難となることを見込まれます。そのため、消防団再編等基本方針において「10個の分団を小学校区ごとの5個の分団に段階的に再編する」ことが示されました。

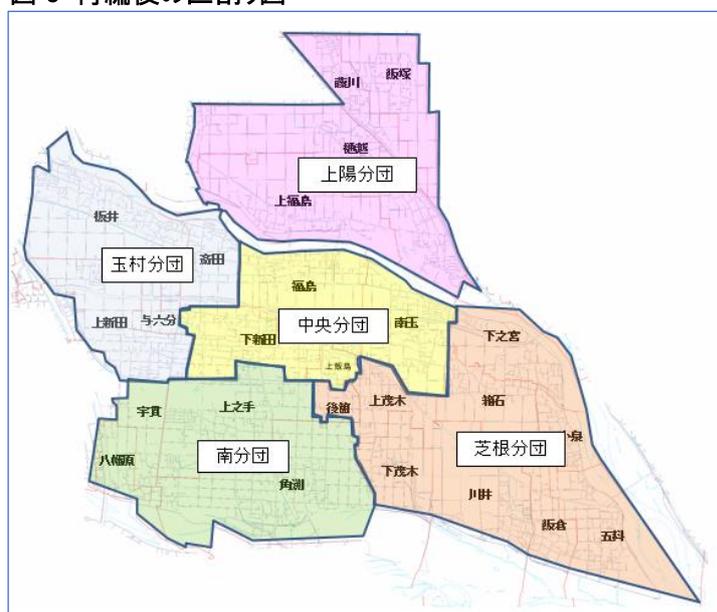
現在の分団は、単一若しくは複数の行政区で編成されており、地域との関わりが深く、地域に密着しています。今後も地域との関係を維持するため、行政区を分割することなく管轄する世帯数・面積を極力平準化するよう、下記（表3）のとおり 10分団体制から5分団体制に段階的に再編します。

表3 再編後の新たな分団の枠組み

エリア	分団を構成する行政区	仮称	管轄人口 (人) ※	管轄世帯数 (人) ※	管轄面積 (Km <sup>2</sup> )
玉小	板井、斎田、上新田、与六分	玉村分団	6,909	3,047	3.76
南小	宇貫、八幡原、上之手、角淵	南分団	6,729	2,850	5.32
中央小	下新田、上飯島、福島、南玉	中央分団	8,635	3,644	3.71
芝根小	上茂木、下茂木、後箇、川井、飯倉、五料、下之宮、箱石、小泉	芝根分団	7,980	3,375	7.78
上陽小	藤川、飯塚、樋越、上福島	上陽分団	6,087	2,508	5.21

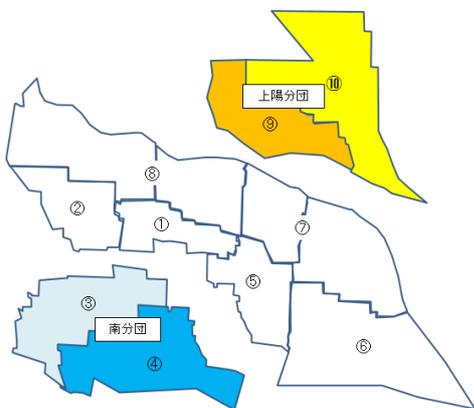
※人口・世帯数はR1.10.1現在

図5 再編後の区割り図



## (2)再編方法

急激な統合・再編により、消防防災力の低下や消防団運営に支障を来さぬよう、また、詰所の位置選定や建設に相当の期間を要することから、下記のとおり3期にわけて実施します。



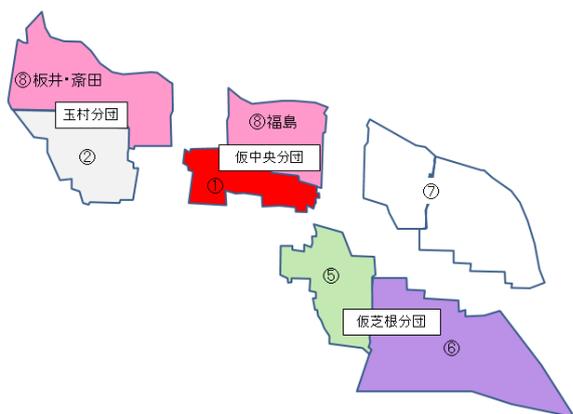
### 【1期】

[3分団] と [4分団] の統合

→ 【南分団】

[9分団] と [10分団] の統合

→ 【上陽分団】



### 【2期】

[1分団] と [8分団 (福島)] の統合

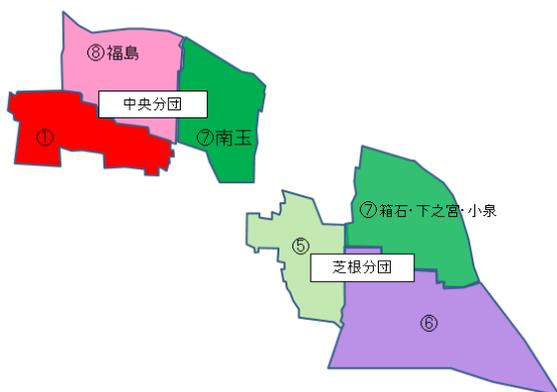
→ 【仮中央分団】

[2分団] と [8分団 (板井・斎田)] の統合

→ 【玉村分団】

[5分団] と [6分団] の統合

→ 【仮芝根分団】



### 【3期】

[仮中央分団] と [7分団 (南玉)] の統合

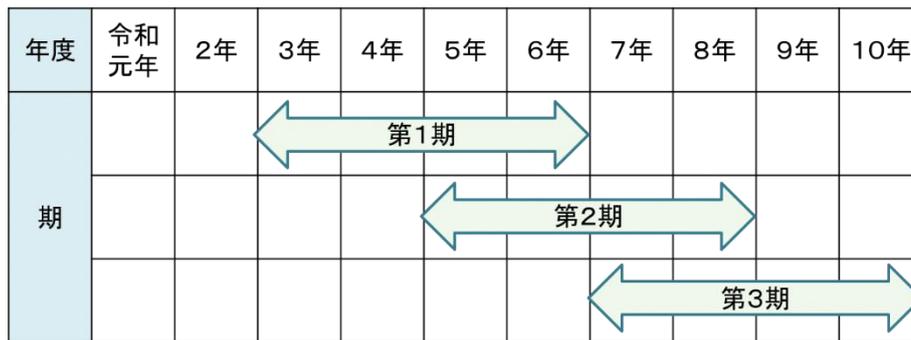
→ 【中央分団】

[仮芝根分団] と [7分団 (箱石・下之宮・小泉)] の統合

→ 【芝根分団】

### (3)再編スケジュール

本計画の再編の概ねのスケジュールは次のとおりです。



## 2. 機能別分団制度の導入

### (1)導入の背景

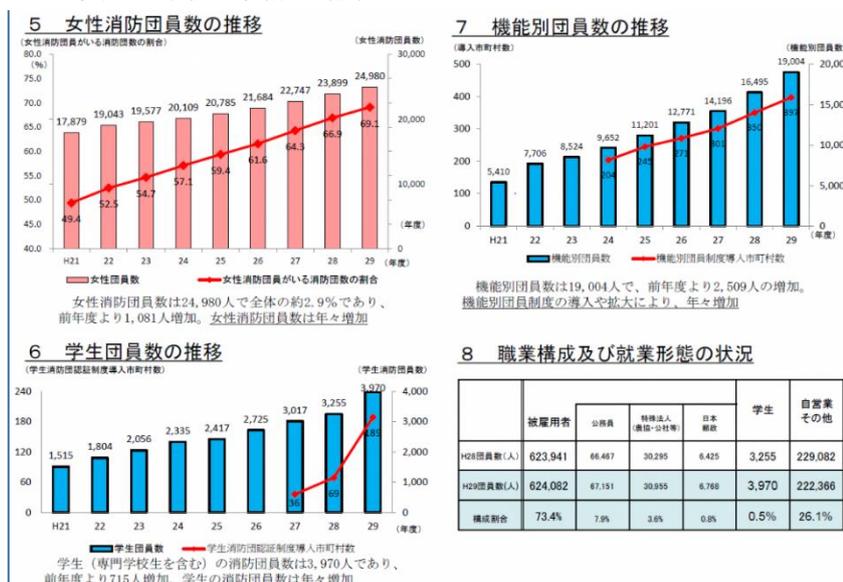
全国的に、就業形態の変化に伴う団員のサラリーマン化や地域社会への帰属意識の低下等により、団員不足は深刻な問題となっています。

玉村町消防団においても同様な問題を抱え、出動団員の固定化が進み、団員の負担感が増大しています。昼間時間帯の火災対応や、災害対応を行う団員の確保も懸念されており、これらの諸問題を解決する対策として、全国的にも導入が進んでいる「機能別消防分団制度」の導入を進めます。

「機能別消防分団制度」は、消防団活動に参加する活動や役割を限定し、それぞれの能力やメリットを活かしながら職務を分担することで、基本分団の負担を減らしつつ、消防防災力を充実させることができます。

玉村町消防団では、次項の「災害時活動分団」、「OB役場分団」、「女性・学生分団」を、本部直轄分団として新たに組織し、消防防災力の充実を図ります。

図6 機能別消防団員数の推移



【出典】 「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書（平成30年1月）

## (2)導入する機能別分団の種類

### ○災害時活動分団

構成：消防団OBや地元企業勤務者、その他協力者  
業務：台風や地震などの大規模自然災害のみの活動

### ○OB役場分団

構成：役場職員の消防団OB  
業務：平日昼間火災のみの活動出動

### ○女性分団・学生分団

構成：町内在住・在勤・在学の女性、学生  
業務：火災予防広報や応急手当講習の実施、消防団PR活動、行事等の後方支援のみの活動



水防活動をする消防団員  
(R1.10 台風19号)

表4 機能別分団の業務分担

	火災	災害 (水害・地震等)	火災広報・ PR・後方支援	訓練・行事
基本分団	○	○	○	○
OB役場分団	○(※1)	○(※2)	×	○(※3)
女性・学生分団	×	×	○	○(※3)
災害時活動分団	×	○	×	○(※3)

※1…平日昼間火災のみ    ※2…役場職員として勤務    ※3…年数回の実施

## 3. 基本分団・機能別分団の定数

### (1)基本分団の定数

令和元年10月1日現在の実員数は、条例定数155名に対し144名となり、11名の欠員が生じています。また、平成30年10月に団員を対象に行ったアンケートによると、平日昼間に出勤できる団員数が約41%となっていることが分かりました。社会情勢の変化により、今後も団員数及び平日の昼間に活動可能な団員の減少が見込まれますが、住民の安全・安心を守るために必要な団員数を確保する必要があります。

玉村町消防団の消防防災力を低下させることなく、効率的な運営ができる基本分団員定数について、平成30年実施の消防団員アンケート結果及び分団長への聞き取り調査を参考に「玉村町消防団再編検討委員会」で協議した結果、**基本分団の1個分団あたりの定数を20人とします**(P7「再編スケジュール」参照)。

[基本分団20名] × [5個分団] + [本部5名] = **【基本団員：105名】**

尚、再編の初期は、1個分団の団員数が最大30名(15名+15名)になる場合が想定されます。分団員の在籍年数や退団時期を考慮しながら、再編対象の分団間で、概ね再編3

年前から統合人数等の協議を行います。そして再編後3年までに、段階的に団員数を20名にします。

### (2)方面隊制の廃止・本部機能の強化・班編成

現在、近接する複数の分団において、第1～第4方面隊長（副団長）を統括者とする方面隊体制を構築してきましたが、今後、分団を10個から5個に再編することにより、方面隊を廃止することとします。

ただし、有事の際に本部と分団が連携し、円滑な消防防災活動を行うために、本部の権限・責任等を明確にしながら、本部機能の強化を進めていきます。

なお、分団の班編成については、災害時における明確な役割を定めた体制の構築が必要であり、再編後においても3班編成を維持します。

### (3)機能別分団の定数

機能別分団制度を導入するにあたり、再編後の玉村町消防団の定数は下記（表5）のとおりとします。

表5 再編後の定数まとめ

団本部					合計 180名
団長1名 副団長4名				5名	
基本分団					
分団	正副分団長	班長	団員	(計)	
玉村分団	2名(各1)	3名	15名	(20名)	
南分団	2名(各1)	3名	15名	(20名)	
芝根分団	2名(各1)	3名	15名	(20名)	
中央分団	2名(各1)	3名	15名	(20名)	
上陽分団	2名(各1)	3名	15名	(20名)	
機能別分団					
災害時活動分団	50名			75名	
OB役場分団	15名				
女性・学生分団	10名				

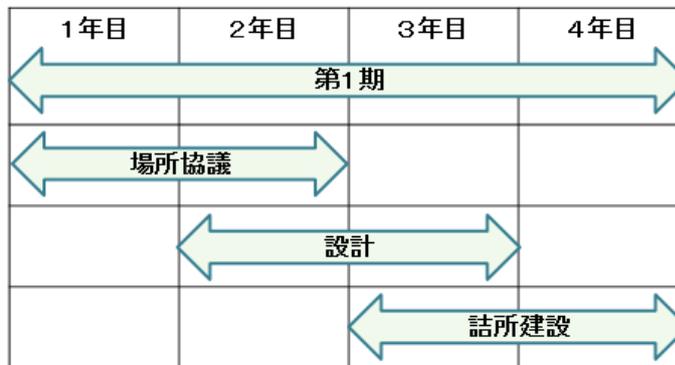
全体定数を180名とし、消防団全体として定数の確保に努めていきます。

## 第4章 再編に伴う詰所の整備・車両の更新

### (1) 詰所・車両の更新の基本方針

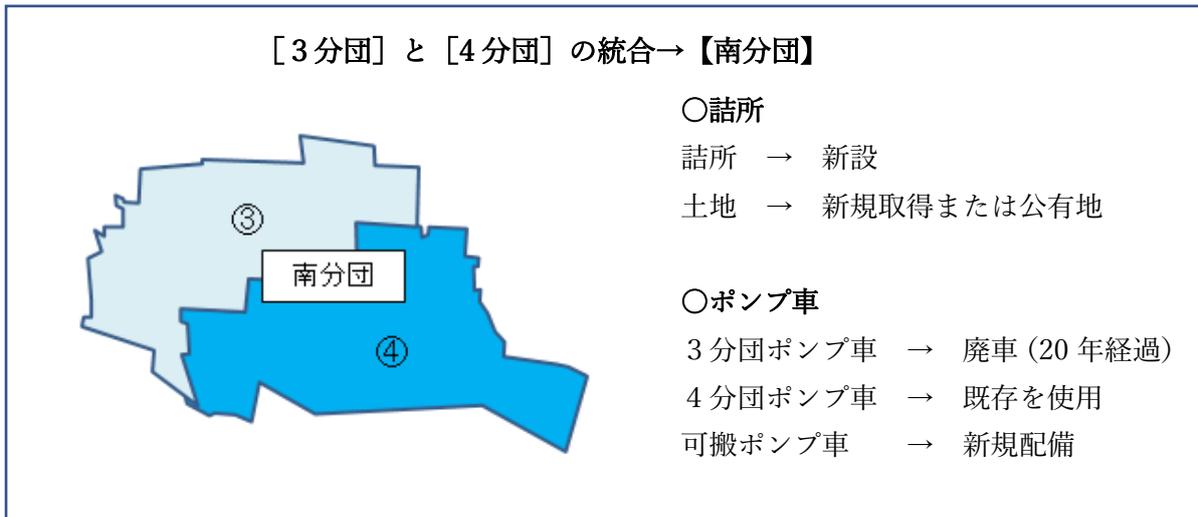
消防団の詰所・車両は、更新の遅延によって使用年数が長期化する傾向にあり、故障の増加や修理の長期間化など、地域防災に支障が生じることが危惧されていることから、詰所については、組織の再編統合時にあわせて整備します。尚、詰所の設置場所については、管轄区域の概ね中央に位置することを基本として、分団を構成する行政区や関係者とも協議を重ねながら決定します。なお、不要となった詰所及び消防団施設等は、計画的に取り壊す等の廃止措置を講じていきます。

各期の再編4年間において、「建設場所の協議」、「設計」、「詰所建設」のスケジュールは、下記のとおりとしますが、状況に応じて随時見直しを行うものとします。

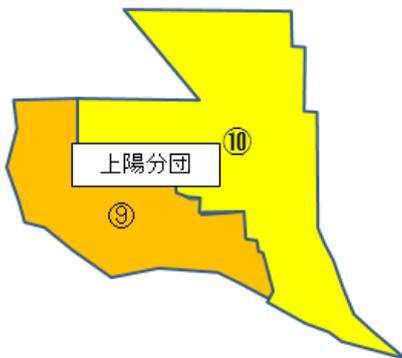


車両については、各分団に消防ポンプ自動車1台を配備し、適正に維持管理を行うとともに、新たに可搬ポンプ付自動車を1台ずつ配備し、機動力の向上を図ります。経過年数が少なく使用可能な車両が残る場合は、他の分団の車両と入替えを行なうこととします。

### (2) 各期の分団ごとの詰所とポンプ車の更新



[9分団] と [10分団] の統合→【上陽分団】



○詰所

詰所 → 新設

土地 → 10分団詰所または新規取得

○ポンプ車

9分団ポンプ車 → 年数が古い2分団へ

10分団ポンプ車 → 既存を使用

可搬ポンプ車 → 新規配備

[2分団] と [8分団 (板井・斎田)] の統合→【玉村分団】



○詰所

詰所 → 8分団詰所を修繕または新設

土地 → 8分団詰所

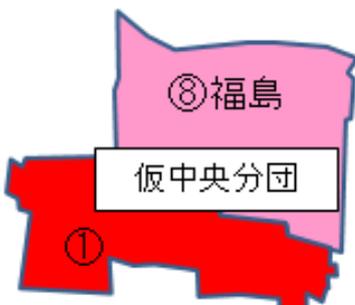
○ポンプ車

2分団ポンプ車 → 廃車し、9分団車両を使用

8分団ポンプ車 → 廃車 (※17年経過)

可搬ポンプ車 → 新規配備

[1分団] と [8分団 (福島)] の統合→【仮中央分団】



○詰所

詰所 → 1分団詰所を修繕または新設

土地 → 1分団詰所または新規取得

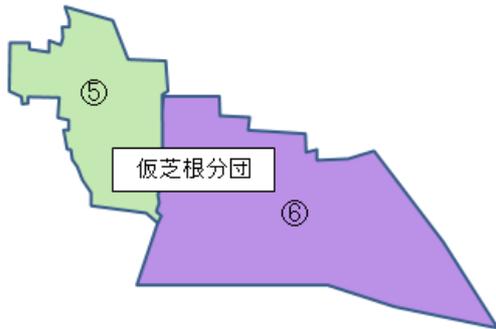
○ポンプ車

1分団ポンプ車 → 既存を使用

8分団ポンプ車 → 廃車 (※17年経過)

可搬ポンプ車 → 新規配備

〔5分団〕と〔6分団〕の統合→【仮芝根分団】



○詰所

詰所 → 新設

土地 → 新規取得または公有地

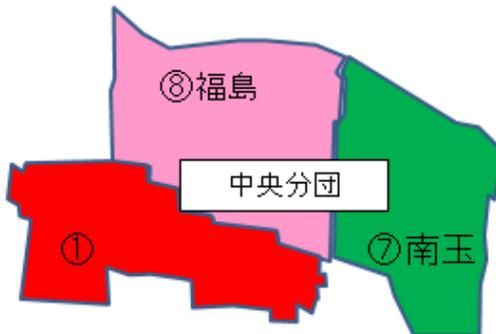
○ポンプ車

5分団ポンプ車 → 既存を使用

6分団ポンプ車 → 廃車（※16年経過）

可搬ポンプ車 → 新規配備

〔仮中央分団〕と〔7分団（南玉）〕の統合→【中央分団】



○詰所

第2期再編の〔仮中央分団〕の詰所使用

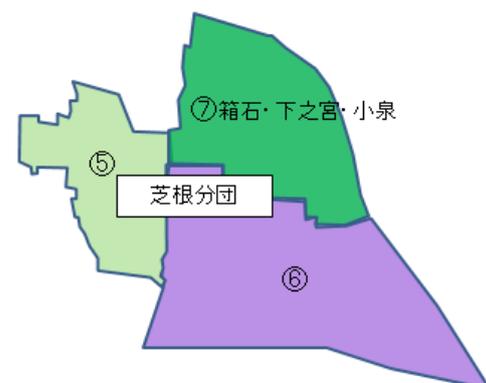
○ポンプ車

1分団ポンプ車 → 継続

7分団ポンプ車 → 廃車（※15年経過）

可搬ポンプ車 → 継続

〔仮芝根分団〕と〔7分団（箱石・下之宮・小泉）〕の統合→【芝根分団】



○詰所

第2期再編の〔仮芝根分団〕の詰所使用

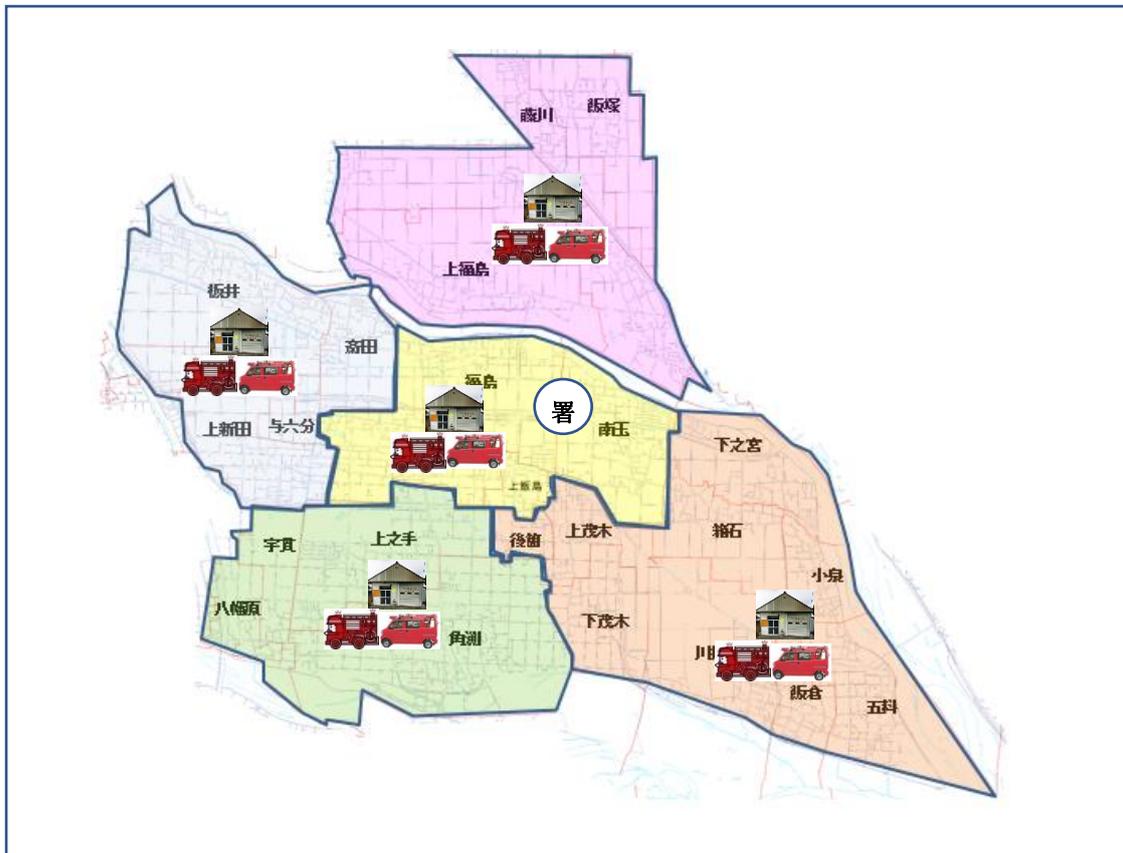
○ポンプ車

5分団ポンプ車 → 継続

可搬ポンプ車 → 継続

※経過年数については、令和2年3月末時点

(3)再編完了後の全体配置図



-  …消防ポンプ自動車
-  …可搬ポンプ付自動車

## 第5章 策定経過

### 【再編検討委員会】

平成30年11月20日	第1回再編検討委員会
平成31年 1月24日	第2回再編検討委員会
平成31年 2月12日	鹿沼市消防本部（再編先進地）視察
平成31年 2月18日	第3回再編検討委員会
平成31年 3月19日	第4回再編検討委員会
平成31年 4月	消防団再編等基本方針策定

### 【実施計画策定検討委員会】

令和元年 9月17日	第1回策定検討委員会
令和元年 9月20日	第4回区長会で再編の途中経過説明・意見聴取
令和元年10月 3日	消防団全団員を対象に、「団再編意見調査」を実施
令和元年10月17日	議会全員協議会で再編の途中経過説明・意見聴取
令和元年10月27日	団本部会議
令和元年11月 6日	分団長意見交換会
令和元年11月11日	第2回策定検討委員会
令和元年11月15日	第5回区長会で再編の途中経過説明・意見聴取
令和元年11月26日	議会全員協議会で再編の途中経過説明・意見聴取
令和2年 1月28日	団本部会議
令和2年 1月28日	第3回策定検討委員会
令和2年 1月31日	議会全員協議会で再編の途中経過説明・意見聴取
令和2年 2月 7日	第6回区長会で再編の途中経過説明・意見聴取

### 【パブリックコメント】

- ・募集期間 令和2年2月1日～2月29日
- ・閲覧場所 町ホームページ、玉村町役場環境安全課
- ・実施結果 意見なし（0件）